# 大切な人を亡くされた方へ・・・ そしていつか旅立つ日のために・・・・

# エンディング ハンドブック

~各種手続きのご案内~

### 大切な人を亡くされた方へ・・・

ご遺族におかれましては、葬儀等に関する不安もあるなか、 今後、さまざまな申請や届け出に関する手続きが必要となるかと思います。

いつか旅立つ日のために・・・・

これから訪れるもしもの時のために自分自身の整理をすることも大切となります。

上里町では、各種手続き等を少しでもわかりやすくご案内するため、 またいつか訪れるもしもの時のために、すこしでもお手伝いが出来るよう このたび、『エンディングハンドブック』を作成しました。 どうぞご活用ください。

上里町長 山下博一

# 目次

関係手続き チェックシート	
死亡に伴う手続きについて	3
官公庁以外の手続き	6
エンディングノート	8

# 関係手続き チェックシート

亡くなられた方についてお伺いします。該当するところのチェック欄に「✔」をつけてください。 チェックを付けた項目は3ページ以降の手続きが必要です。該当番号の手続きを行ってください。

項目		質 問	回答	~	必要な手続き等	該当番号
住民異動	1	世帯主でしたか	はい		亡くなった方が世帯主の場合は、戸籍 の死亡届出の際に近い親族の方を世帯 主に変更してあります。(例 世帯主 の夫が死亡の場合、新世帯主は妻)他 の世帯員の方が世帯主になる場合は、 世帯主変更の手続きが必要です	1
動	2	印鑑登録証をお持ちでしたか	はい		印鑑登録に関する手続きは不要です	
	3	特別永住者証明書をお持ちでしたか	はい		特別永住者証明書の返納が必要です	2
			国民健康 保険		被保険者資格喪失の手続き・葬祭費の 請求が必要です	3
健康	4	どのような健康保険に加入さ れていましたか	後期高齢者 医療保険		被保険者資格喪失の手続き・葬祭費の 請求が必要です	4
健康保険•			社会保険• 共済組合等		必要な手続きについては会社や組合に お問い合わせください	5
· 年 金		   どのような年金に加入されて	国民年金		必要な手続きについては担当課にお問 い合わせください	6
	5	5 いましたか	厚生年金· 共済年金· 企業年金		必要な手続きについては会社や組合に お問い合わせください	7
	6	各種障害の手帳をお持ちでし たか	はい		手帳の返納が必要です	8
	7	重度心身障害者医療費助成を 受けていましたか	はい		受給者証の返納が必要です	9
	8	在宅重度心身障害者手当を受けていましたか	はい		資格喪失届の提出が必要です	10
	9	自立支援医療を受けていましたか	はい		受給者証の返納が必要です	11)
	10	重度心身障害者福祉タクシー 利用料金助成・在宅重度心身 障害者自動車等燃料費助成を 受けていましたか	はい		タクシー券の返納が必要です 資格喪失届の提出が必要です	12
福	11	特別障害者手当・障害児福祉 手当を受けていましたか	はい		資格喪失届の提出が必要です	13
祉	12	65歳以上でしたか	はい		介護保険被保険者証の返納が必要です 介護保険料還付金等の振込先の記入 (申立書)が必要です	14)
	13	高齢者福祉サービスを利用し ていましたか	はい		資格喪失の手続きが必要になる場合が あります。詳細については担当課にお 問い合わせください。	15
	14	18 歳以下の子どもがいましたか	はい		子ども医療費助成に関する必要な手続きについては担当課にお問い合わせく ださい	16
	15	児童手当・児童扶養手当・ひ とり親家庭等医療費・特別児 童扶養手当を受けていました か	はい		必要な手続きについては担当課にお問 い合わせください	17

項目		質 問	回答	~	必要な手続き等	該当番号
	16	町県民税を納めていましたか	はい		相続人代表者指定届の提出が必要です	18
	17	固定資産税を納めていました か	はい		相続人代表者指定届の提出が必要です	19
税	18	125cc 以下のバイク等をお 持ちでしたか	はい		名義変更または廃車の手続きが必要で す	20
金	19	町税等を口座で納めていまし たか	はい		口座の変更等が必要です	21)
	20	相続税の対象となる資産をお 持ちでしたか	はい わからない		必要な手続きについては税務署にお問 い合わせください	22
	21	準確定申告(※)の対象となる収入がありましたか	はい わからない		必要な手続きについては税務署にお問 い合わせください	23
土地	22	土地・建物(登記済み)をお 持ちでしたか	はい		相続登記の手続きが必要です	24)
地•建物	23	登記をしていない建物をお持 ちでしたか	はい		未登記家屋名義変更届の提出が必要で す	25)
柳	24	農地をお持ちでしたか	はい		農業委員会への届出が必要です	26
水 • 道	25	水道・下水道・農業集落排水 の契約者でしたか	はい		名義変更等の手続きが必要です	27)
犬・の町	26	町営住宅に入居されていまし たか	はい		必要な手続きについては担当課にお問 い合わせください	28
登録	27	犬を飼っていましたか	はい		必要な手続きについては担当課にお問 い合わせください	29
• 運転免	28	運転免許証をお持ちでしたか	はい		必要な手続きについてはお問い合わせ ください	30
許	29	車両等をお持ちでしたか	はい		名義変更等の手続きが必要です	31)
	30	クレジットカードをお持ちで したか				
	31	生命保険にご加入でしたか	はい			
	32	金融機関に預金がありますか				
国•県	33	電気・ガス・電話・ネット・ 浄化槽・ NHK 受信料などの 契約者でしたか			心帯なずはまについてはも問い合わせ	
官公庁以外	34	新聞・雑誌等の購読をされて いましたか			必要な手続きについてはお問い合わせ   ください	32)
以外	35	各種団体等に加入されていま したか				
	36	介護施設等を利用されていま したか				
	37	お墓などを所有されていましたか 1 年の途中で亡くなった方 (				

※ 準確定申告…1年の途中で亡くなった方(被相続人)の申告と納税を相続人が行う手続き

# 死亡に伴う手続きについて

### 【官公庁の手続き】 ※ 役場での手続きは課名を表示してあります

	主な手続きの種類	手続きの内容	必要なもの	手続き窓口
住民異動	世帯主の変更 (3人以上の世帯で世帯主 が亡くなったとき) 世帯主が亡くなった場合 は、戸籍の死亡届出の際に 近い親族の方を世帯主に変 更してあります。(例 世帯 主の夫が死亡の場合、新世 帯主は妻)他の世帯員の方 が世帯主になる場合は世帯 主変更の手続きが必要で す。	• 世帯主変更	□新世帯主の本人 確認書類 (運転免許証等) □委任状 (新世帯主以外の方が手 続きする場合)	町民福祉課 町民係 0495-35-1224
	2 特別永住者証明書	・特別永住者証明書 の返納	口亡くなった方の特別永 住者証明書	
	3 国民健康保険	<ul><li>被保険者資格喪失</li><li>葬祭費の請求</li></ul>	□亡くなった方の被保険者証 □葬祭を行った人(喪主)の通帳または通帳の写し、認印(朱肉を使うもの) □葬祭を行った人の氏名がわかるもの(会葬礼状、葬祭領収書等) □来庁者の本人確認書類(運転免許証等)	健康保険課
健康保険	④ 後期高齢者医療保険	・葬祭費の請求 ・保険料の過納 分やその他給 付を受け取る 手続き	□亡くなった方の被保険者証 □葬祭を行った人(喪主)の通帳または通帳の写し、認印(朱肉を使うもの) □葬祭を行った人の氏葬がわかるもの(会葬がわかるもの(会葬がかるもの(会葬がかるもの(大大の大大の大大が、葬祭領以書等) □相続人代表者様の通帳または通帳の表に、大肉を使うもの)	医療年金係 0495-35-1222
	③ 国民健康保険税	・納税通知書等送付 先変更届 (単身世帯のみ)	□来庁者の本人確認書 類、認印	税務課 住民税係 0495-35-1220
	・ 社会保険・共済組合等	・会社や組合の保険技	旦当の方にお問い合わせくた	<b>ごさい</b> 。

	É	 Eな手続きの種類	手続きの内容	必要なもの	手続き窓口
年金	6 7	国民年金•厚生年金	・年金の加入状況等に すので、日本年金村 は担当課までお問い ※年金事務所でのご札 予約をお願いします 予約受付専用電 の570-0 平日 8:30	日本年金機構 熊谷年金事務所 048-522-5012	
	7	共済年金•企業年金等		过等の年金担当の方にお問い は、年金支給ハガキ等に記載 ハ。	
	8	各種障害の手帳	・手帳等の返納	□各種障害の手帳 □認印	
	9	重度心身障害者医療費助成	<ul><li>受給者証の返納</li><li>資格喪失届の提出</li></ul>	□受給者証 □相続人代表者の方の 通帳と認印(朱肉を 使うもの)	
	10	在宅重度心身障害者手当	・資格喪失届の提出	□相続人代表者の方 の通帳と認印	町民福祉課
	11	自立支援医療	・受給者証の返納	口受給者証	社会福祉係 0495-35-1224
	12	重度心身障害者福祉 タクシー利用料金助成 在宅重度心身障害者 自動車燃料費助成(※1)	・資格喪失届の 提出	□未使用分の タクシー券 □認印 □(※1)相続人代表者の方 の通帳と認印	
福祉	13	特別障害者手当 • 障害児福祉手当	• 資格喪失届の 提出	口相続人代表者の方 の通帳と認印	
	14	介護保険	・介護保険被保険者 証の返納 ・介護保険料還付金 等の振込先の手続 き(申立書)	□介護保険被保険者証 □申立書 □相続人代表者の方の通 帳と認印(朱肉を使う もの)	高齢者いきいき課 高齢介護係 0495-35-1243
	15	高齢者福祉サービス		が必要になる場合があり ては担当課にお問い合わ	高齢者いきいき課 高齢介護係 0495-35-1243
	16	こども医療費	・受給資格者証 の返納	□受給資格者証 □認印	健康保険課 医療年金係 0495-35-1222
	17	児童手当 児童扶養手当 ひとり親家庭等医療費 特別児童扶養手当	・担当課までお問いる	合わせください。	子育て共生課 子育て支援係 0495-35-1236

	È	な手続きの種類	手続きの内容	必要なもの	手続き窓口
	18 19	町税(住民税・固定資産税) の納税	・当町に個人町県民税・固定資産税の納税義務のある方が死亡された場合、その関係書類を受領する相続人代表者の届け出が必要です(相続人代表者届出書)。詳しくは担当課までお問い合わせください。		税務課 住民税係•資産税係 0495-35-1220
税金	20	バイク等のナンバー (125cc 以下)	・名義変更または廃車の手続き	□標識交付証明書 □ナンバープレート (廃車の場合) □認印 □来庁者の本人確認書 類 (運転免許証等)	税務課 資産税係 0495-35-1220
	21)	□座振替		座から町税等を口座振替し の変更等が必要となりま	税務課 収税係 0495-35-1220
	22 23	相続税	・相続税の申告が必 税務署にご相談く	要な場合がありますので、 どさい。	本庄税務署 0495-22-2111
+	24	相続登記の申請		する法務局に、相続登記のあります。詳しくは法務局	埼玉地方法務局 本庄支局 0495-22-3264
土地・建物	25	未登記家屋の名義変更	・登記していない家 屋の名義を変更	□遺産分割協議書 □認印 ※印鑑証明書が必要な場 合もあります。	税務課 資産税係 0495-35-1220
	26	農地の相続	・農業委員会への届け出が必要です。		産業振興課 農地係 0495-35-1235
その他	27)	上下水道料金等の精算や名義 変更等	・担当課までお問いる	合わせください	上下水道課 業務係 0495-33-4161
2 (役場関係)	28	町営住宅	・担当課までお問いる	合わせください。	まち整備課 都市計画係 0495-35-1227
関係)	29	犬の登録内容の変更	・担当課までお問いる	合わせください。	くらし安全課 生活環境係 0495-35-1226
	Ė	とな手続きの種類	手紙	続き窓口	電話番号
	30	運転免許証の返納	本庄警察署		0495-22-0110
国		軽自動車の名義変更・廃車等	軽三輪・四輪車の場合 軽自動車検査協会 埼		050-3816-3112
•	31)	※二輪の軽自動車とは? 排 気量が 125cc を超え 250cc 以下の自動二輪車	軽二輪・二輪の小型E 熊谷自動車検査登録		050-5540-2027
県等への手続き		普通自動車・大型バイク (250cc を超えるもの) の 名義変更・廃車等	熊谷自動車検査登録事務所		050-5540-2027
	32)	県税関係	本庄県税事務所	-	0495-22-6153
	34)	県営住宅に入居中の方	埼玉県住宅供給公社		048-829-2861

主な手続きの種類		を手続きの種類	手続き窓口	電話番号
国・県等への手続き		雇用保険(失業保険)受給中 の方	ハローワーク本庄	0495-22-2448
	32	所得税・相続税等 ※死亡した年の収入の申告が 必要な場合があります。	本庄税務署	0495-22-2111
続き		特定疾患の医療証をお持ちの 方	本庄保健所	0495-22-6481

### ③ 【官公庁以外の手続き】

主な手続きの種類	手続き窓口
クレジットカードの失効手続き等	クレジット会社にお問い合わせください。
預金の手続き等	金融機関にお問い合わせください。
電気・ガス・電話・インターネット・ 浄化槽・NHK 受信料などの精算・名 義変更	領収書等に記載されている会社にお問い合わせください。
生命保険の請求等	加入している生命保険会社にお問い合わせください。
新聞・雑誌等の購読手続き	新聞販売店・書店・販売業者等にお問い合わせください。
各種団体等の手続き	各種団体等にお問い合わせください。
介護施設等の手続き	介護施設等にお問い合わせください。
お墓などの手続き	お墓などを管理している事務所(寺院・公益法人等)にお問い合わせください。

- ※ 各手続ともに、内容によっては一度で終わらないことがあります。
- ※ 預金通帳の引き落とし履歴などから、契約先を確認することもできます。

×	工	

# エンディングノート

### 私から大切な人へ・・・

このノートは、もしも、突然人生を終えたり、意識不明の状態等になり、自分の ことを伝えられなくなったとしても困らないように、これまでの自分自身の生き方 や今後の人生への思い、介護・医療についての希望、そして大切な人たちへのメッ セージなどを記録しておくものです。大切な人を想いながら、また自分のこれまで の生き方や人生をふりかえりながら、少しずつ書いてみましょう。

#### ノートの記入について

- ◇現在の状況をありのままにお書きください。
- ◇最初から順に書かなくてもかまいません。書けるところからお書きください。
- ◇できれば、1年に1回くらい振り返ってみてください。 こころの変化があるかもしれません。
- ◇□の欄には、該当するところにチェック(✔)を記入してください。

### ◇私のプロフィール

記入日 年 月 日 氏 名 牛年月日 出身地 本籍地 保険証 年金手帳 銀行口座 不動産 趣 味 特 技 思い出の 思い出の 映画 音楽 これから 楽しかった やりたい 思い出 こと

# ◇私に何かあったら連絡して欲しい友人・知人

氏 名	連絡先	私との関係

### ◇葬儀についての私の希望

V 71 1374	
葬儀の規模	口盛大にしてほしい ロー般的な規模でいい 口家族と親族だけで ロしなくていい
喪主をお願い したい人	□配偶者 □息子 □娘 □その他 [名前 連絡先 関係 ]
葬儀のスタイル	口自分の宗教 口自然葬 口お別れ会 口その他 [ ]
依頼したい寺院・教 会・神社などがある	名 称     住 所   電話
葬儀費用	□自分で用意[□預金 □互助会 □その他会員制 ] □家族に任せる
お気に入りの自分ださい	の写真があれば張り付けてく

### ◇介護・医療についての私の希望

介護や医療の現場でどんなケアをしてほしいのかを元気なうちから考えておくと、もしもの時 に家族の負担の減らすことができます。

どこで介護して ほしいか	口自宅 口施設や病院 口家族・親族に任せる 口その他[	]
誰に介護して ほしいか	□家族 □ヘルパーなどの介護専門 □家族・親族に任せる □その他[ ]	
介護の費用 について	□年金や貯金をあててほしい □家族・親族に任せる □保険に加入している [	]
病名の告知 について	口希望する 口希望しない 理由(	)
余命の告知 について	口希望する 口希望しない 理由(	)
延命治療について	□延命治療してほしい □延命治療より痛みを和らげる緩和的医療を重視してほしい □昏睡状態で、意識回復の見込みがない場合は延命治療をしない	1でほしい
臓 器 提 供	<ul><li>□希望する □希望しない</li><li>理由(</li><li>□カード有 □カード無</li><li>臓器提供意思表示カードの保管場所・シールの貼布先</li></ul>	)
	(	)

### ◇余命わずかになった時の希望

いざという時に、「最後に会いたい人」を記入する欄です。会いたい人が来てくれても、分からなくなってしまう場合もあります。また痛みの緩和についての希望も記しておきましょう。

会いたい人 知らせて欲しい人	
その他の希望	

# ◇私から大切な人へのメッセージ

名前	_^	(関係	)
名前 	_^	(関係	)
<i>₽</i> ₩	^	(88127	`
名前	_^	(関係	)
名前	_^	(関係	)
自由記載欄(			